

特別養護老人ホーム もみの木 利用料金表

H29.4.1改定版

要介護度	介護サービス費 (1単位 10.27円)								施設利用費 (単位:円)							
	1日あたり								1月あたり		負担段階	1日あたり			30日あたり合計	
	施設サービス費 (単位)	機能訓練加算 (単位)	サービス体制強化加算 (単位)	夜勤職員配置加算 (単位)	栄養マネジメント加算 (単位)	看護体制加算		口腔衛生管理体制加算 (単位)	口腔衛生管理加算 (単位)	食費		居住費	預り金出納管理費	介護保険負担割合		
						I	II				1割			2割		
1	625	12	6	18	14	4	8	30/月	110/月	第1段階	300	820	150	61,179	84,258	
											第2段階	390	820	150	63,879	86,958
											第3段階	650	1,310	150	86,379	109,458
											第4段階	1,380	1,970	150	128,079	151,158
2	691	12	6	18	14	4	8	30/月	110/月	第1段階	300	820	150	63,382	88,664	
											第2段階	390	820	150	66,082	91,364
											第3段階	650	1,310	150	88,582	113,864
											第4段階	1,380	1,970	150	130,282	155,564
3	762	12	6	18	14	4	8	30/月	110/月	第1段階	300	820	150	65,750	93,400	
											第2段階	390	820	150	68,450	96,100
											第3段階	650	1,310	150	90,950	118,600
											第4段階	1,380	1,970	150	132,650	160,300
4	828	12	6	18	14	4	8	30/月	110/月	第1段階	300	820	150	67,953	97,806	
											第2段階	390	820	150	70,653	100,506
											第3段階	650	1,310	150	93,153	123,006
											第4段階	1,380	1,970	150	134,853	164,706
5	894	12	6	18	14	4	8	30/月	110/月	第1段階	300	820	150	70,155	102,210	
											第2段階	390	820	150	72,855	104,910
											第3段階	650	1,310	150	95,355	127,410
											第4段階	1,380	1,970	150	137,055	169,110

- ※ 平成29年4月1日現在の料金表です。
- ※ 介護サービス費の総単位数に8.3%が介護職員処遇改善加算として加算されております。
- ※ 利用料に医療費、薬代は含まれません。
- ※ 入居から30日間、および30日以上入院した場合退院後30日間、初期加算として30単位/日の1割または2割が加算されます。
- ※ ご利用者の病状等により、療養食加算として18単位/日の1割または2割が加算されます。
- ※ 入居期間中に入院又は外泊された場合は、1ヶ月に6日を限度として246単位/日の1割または2割で算定します。

負担段階の区分 (認定は市区町村です)		介護保険の給付の対象とならないサービス
1. 配偶者(世帯分離している場合も含む)が市区町村民税非課税であること。 2. 本人の預貯金等が1,000万円以下、配偶者がいる方は夫婦で2,000万円以下であること。		<ul style="list-style-type: none"> ・理容サービス ・特別な食事等 (各種行事等による特別食) ・その他の日常生活費 (日用品等) ・その他の費用 電化製品持込料 (1個につき1日50円) 契約終了時の残留物処分等
第1段階	世帯全員が市区町村民税非課税で老齢福祉年金を受給されている方 生活保護を受給されている方	
第2段階	世帯全員が市区町村民税非課税で、本人の課税対象年金収入額+非課税対象年金収入額+合計所得金額が80万円以下の方	
第3段階	世帯全員が市区町村民税非課税で、本人の課税対象年金収入額+非課税対象年金収入額+合計所得金額が80万円を超える方	
第4段階	第1段階～第3段階以外の方	

- ※ 指定介護老人福祉サービスの中で提供される便宜のうち日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められる費用は利用者の負担となります。
- ※ 介護保険の給付の対象とならないサービスについての詳細は、お気軽にお問い合わせください。